

## 設立事業年度の所得拡大促進税制について

所得拡大促進税制は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において一定の要件を満たす場合には、国内雇用者に対する給与増加額の 10%（法人税額の 10%（中小企業は 20%）が上限）を法人税又は所得税から控除できる制度です。

適用要件の判定が複雑な制度ですが、設立事業年度は比較的簡単に判定を行うことができます。適用要件は次のとおりです。

要件①: 適用事業年度の給与総額が基準年度（※1）より 4%（中小企業は 3%）（※2）以上増加していること

⇒基準年度の給与総額を設立事業年度（適用事業年度）の給与総額×70%とみなして判定。増加割合 30% ≥ 4% となり要件を満たします。

要件②: 適用事業年度の給与総額が前事業年度以上増加していること

⇒前事業年度は 0 円となり要件を満たします。

要件③: 適用事業年度の継続雇用者（※3）一人あたりの平均給与が前事業年度を超えていること

⇒適用事業年度を 1 円とみなし、前事業年度を 0 円として計算するため、要件を満たします。

（※1）平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する最も古い事業年度の直前の事業年度

（※2）平成 29 年度は 5%（中小企業は 3%）

（※3）適用事業年度と前事業年度の両方で給与の支給がある従業員

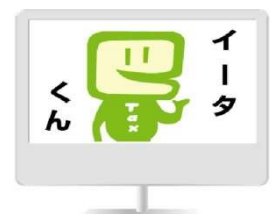
つまり、**設立事業年度は従業員（役員とその親族を除く）に給与を支給していれば要件を満たし、税額控除の適用を受けることができます。**

## 大法人の電子申告義務化

行政コストを削減する観点から、大法人の法人税・消費税・法人住民税・法人事業税について、電子申告が義務化されることになりそうです。

内閣府の「規制改革推進会議・行政手続部会」において議論されている法人の電子申告義務化が、来年の税制改正で適用となる見通しです。大法人の範囲はまだ検討中とのことですが、法人税法上の区分を踏まえて検討するとされており、「資本金 1 億円」等が目安になると考えられます。

3 年から 5 年の取り組み期間を経て、全ての法人への適用を目標としています。





## 都市緑地法の改正

「生産緑地2022年問題」をご存知でしょうか。

1992年に施行された生産緑地法により、都市にある農地が地主の選択により生産緑地として指定を受けてきました。生産緑地の指定を受けると30年間営農を義務付けられる代わりに、宅地に比べ固定資産税が非常に安く、相続税の納税猶予の適用を受けることも可能でした。

そしてその30年の期限が2022年に到来します。法律では、その農地を自治体に取り戻すことができることになっていますが、自治体がいちいち取り戻すことはほぼ無いとみられ、固定資産税の負担や後継者不足等で農地を宅地にして売却する地主が増えると見込まれています。宅地の供給が多くなることで地価は下がり、都市周辺の緑も減ってしまう、というのが「生産緑地の2022年問題」です。

その対策の一つとして2017年4月に「都市緑地法」の改正が成立しました。この法律では生産緑地を残すために次のような内容が盛り込まれています。

### 1. 生産緑地の面積要件の緩和

対象となる農地面積について、面積の下限が一律500㎡以上から市区町村の条例で300㎡以上まで引き下げ可能になります。

### 2. 生産緑地地区内で農産物の直売所、農家レストラン等の設置が可能に

現行法では生産に必要な施設のみ設置可能となっていました。農家が多様な収入源を確保し、農地を維持できるよう用途が緩和されます。

### 3. 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期

生産緑地の指定を受けた30年経過後は、10年ごとに延長が可能になります。

### 4. 田園住居地域の創設

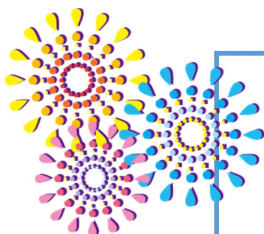
都市計画法で定める用途地域に新しく「田園住居地域」が創設されます。

「田園住居地域」とは、農業の利便の増進をはかりつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護する用途地域のことを言います。



国は都市農地を保存すべきと考えており、農地の保存のため、今後もさまざまな施策が示される模様です。

但し都市農地を引き継ぐ後継者問題や、生産緑地となる農地面積の緩和による農業経営の小規模化・非効率化に対する懸念など、今後解決しなければならない課題も多いようです。



### <お盆休みのお知らせ>

誠に勝手ながら **8月11日（金・祝日）～15日（火）**の間、  
夏季休業期間とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。